

## 静岡県告示第2号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

平成30年1月4日

静岡県知事 川勝平太

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類（通称名ACBL(N)-018）	平成29年12月29日
1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名4-EA-NBOMe）	平成29年12月29日
2-[(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類（通称名25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B）	平成29年12月29日

### 2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。